

社協 通信



サロン福浦

近所の方でも顔を合わせる機会が少なくなってきたことを背景に、福浦地区の高齢者が寄り合える場として活動を開始しています。参加者が集まれるタイミングで、少人数ですが不定期に活動を行っています。

- 活動拠点／福浦公民館
- 開催日／不定期
- 主な活動／茶話会、会食、カラオケ 等

令和7年度事業の内容



事業方針

隠岐の島町社会福祉協議会は、第4次隠岐の島町地域福祉活動計画に基づき、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めることを事業方針とします。

また、住民参加による福祉活動を推進するため、地域の福祉ニーズの把握、住民の助け合い活動やボランティア活動への支援、行政機関、民生児童委員をはじめ社会福祉事業者などとの連携強化になお一層努めます。

さらに、県社協の指定を受けている「権利擁護体制づくり推進モデル事業」に引き続き取り組みます。

事業実施計画

総務係

1. 会務の運営
2. 表彰事業
3. 事業評価
4. 職員育成事業
5. 社会福祉センター管理運営
6. 民児協連携推進事業
7. 福祉人材育成事業
8. 福祉活動用具貸出事業

【事務局業務】

- ・ 日本赤十字社島根県支部隠岐の島町分区
- ・ 隠岐の島町老人クラブ連合会



【民児協連携推進事業】社協・民児協連絡会議



【表彰事業】社協会長表彰式

生活支援係

1. 総合相談事業
2. 自立相談支援事業
3. 生活福祉資金貸付事業
4. 緊急資金貸付事業
5. 日常生活自立支援事業
6. 法人後見事業
7. 入居債務保証支援事業
8. 中核機関設置事業
9. 権利擁護体制づくり推進モデル事業

【事務局業務】

- ・ おき後見ネットワーク

地域福祉係

1. 地域福祉推進事業
2. 救急医療情報シート整備事業
3. サロン活動推進事業
4. 障がい者支援事業
5. 子育て支援事業
6. 福祉教育推進事業
7. 福祉活動用具貸出事業

8. ボランティア活動推進事業
9. あいサポート運動推進事業
10. 広報広聴事業(ホームページ運営事業)
11. 表彰事業
12. シルバー人材センター事業

【事務局業務】

隠岐の島町共同募金委員会



【地域福祉推進事業】子ども食堂支援



【サロン活動推進事業】サロン活動支援



【福祉教育推進事業】小学校での福祉教育



【福祉活動用具貸出業務】レクリエーション用具の貸出



【福祉教育推進事業】介護の基礎的講座



【あいサポート運動推進事業】あいサポーター研修



令和7年度予算の概要 予算額

収入

(単位：千円)

科目	金額
事業活動による収入	76,918
会費	4,600
寄附金	2,000
経常経費補助金	48,905
受託金	18,167
貸付事業	60
事業	2,616
受取利息配分金	6
その他	564
その他の活動による収入	8,724
積立資産取崩	8,724
前期末支払資金残高	10,550
合計	96,192千円

支出

(単位：千円)

科目	金額
事業活動による支出	79,356
人件費	65,904
事業費	5,545
事務費	7,124
負担金	783
その他の活動による支出	6,286
長期貸付金	300
積立資産	2,000
その他の活動による支出	3,986
予備費	550
当期末支払資金残高	10,000
合計	96,192千円

用語の説明



【収入】

会費 社協会費
寄附金 香典返し、見舞返し、一般寄附金

経常経費補助金

隠岐の島町からの社協運営補助金
島根県社協からの補助金

受託金

隠岐の島町・島根県社協からの受託金

貸付事業

貸付償還金 サービス等利用者からの利用料等

受取利息配分金

預貯金受取利息

その他

雑収入

積立資産取崩

積立預金の取り崩し

前期末支払資金残高

前年度繰越金

【支出】

人件費

職員19名分の人件費、役員報酬

事業費

事業に直接係る経費(例：車両維持費等)

事務費

事務に係る経費(例：通信費、事務用品費等)

負担金

負担金 長期貸付金 貸付金

積立資産

積立預金 予備費 予備費

その他の活動による支出

退職手当積立のための支出

当期末支払資金残高

次年度繰越金

社協会費・寄附金の使途について

皆様からいただいた社協会費は、社協が取り組む地域福祉事業全般の重要な財源として活用されます。

また、寄附金は、一旦、基金に積み立てられた上で、早急な対応を要する福祉課題解決にむけた事業等に活用されます。

令和7年度に社協会費及び寄附金を活用して実施する主な事業は以下のとおりです。

- ①地域福祉推進事業
 - ・自治会区福祉活動への支援
 - ・担い手養成と活動組織の組織化支援
 - ・コミュニティソーシャルワーカーの養成
- ②救急医療情報シート整備事業
- ③サロン活動推進事業
- ④障がい者・子育て支援事業
- ⑤福祉教育推進事業
- ⑥福祉活動用具貸出事業
- ⑦表彰事業
- ⑧民児協連携推進事業
- ⑨ボランティア活動推進事業
 - (ボランティア講座・災害ボランティア講座の開催)
- ⑩あいサポート運動推進事業
- ⑪シルバー人材センター事業
- ⑫総合相談事業
- ⑬緊急資金貸付事業
- ⑭広報広聴事業
 - (広報誌「社協通信」の発行・ホームページ運営)
- ⑮福祉人材育成事業 / 職員育成事業
- ⑯おき後見ネットワーク事務局業務
- ⑰社会福祉センターの管理運営

会費・募金等のお願い

令和7年度に隠岐の島町社会福祉協議会からお願いする会費・募金は次のとおりです。

出費の多い昨今、誠に恐縮ですが、各ご家庭・自治会予算等にてご予定下さいますようお願い申し上げます。

種 類	取りまとめ期間	金 額
赤十字会費	5/15～6/30	700円
社協会費	7/1～8/29	1,000円
赤い羽根共同募金	10/1～11/28	

社協委員さんなどがお伺いします

町の嘱託員の方にあわせて委嘱させていただく社協委員の方々をはじめ、地域で社協活動にご協力いただく方がお伺いします。

住民
自治会

社協委員
(嘱託員)

社 協

社協委員さんの活動(活動は無報酬)

- ・ 日本赤十字社会費の取りまとめ
- ・ 社協会費の取りまとめ
- ・ 赤い羽根共同募金の取りまとめ
- ・ 社協通信等の配付

社協事業に関する苦情申出窓口

本会事業を利用する皆様からのご意見や苦情をいつでも承り、適切な解決と必要に応じた改善、本会職員の資質の向上につなげるため、苦情受付担当者、苦情解決責任者、また公正な立場で苦情解決に関わる第三者委員を設置しています。

本会事業を利用してお気づきの点等がございましたら、下記までお寄せください。

■受付日時 月～金曜日(土日祝日除) 8:30～17:00

■受付方法 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

■苦情受付担当者 総務係長 山西 吉美 地域福祉係長 池田 澄江 生活支援係長 松浦 誠二
電話 2-0685 FAX 2-4517 mail info@oki-fukushi.net

■苦情解決責任者 事務局長 村上 勝

■第三者委員へ苦情をお申し出いただくこともできます。

・ 眞野 輝久(上西) 電話 2-3768

・ 山根 久美子(元屋) 電話 4-0544

地域みんなで支える子育て

放課後児童クラブ補助スタッフ養成講習 受講者募集!!

講習内容

- 放課後児童クラブの目的・役割
- 子どもの生活と遊び(実習あり)
- 子どもの事故の予防・留意点 他
- シルバー人材センター会員として働くには

対象者

原則として**60歳以上**の方
(令和8年3月31日までに60歳になる方はOK)

日 程

7月10日(木)～11日(金)の2日間
10:00～16:00(受付9:30～)

会 場

隠岐の島町社会福祉センター
(原田396番地)

定 員

15名(受講料無料)

申込期限

6月26日(木)

申込方法

お電話またはパソコン、
スマホからお申し込みください。

お電話でお申し込みの方→08512-3-1691

パソコン、スマホからお申し込みの方→https://webc.sjc.ne.jp/shimane/inquiry_5



赤い羽根共同募金は 地域を笑顔にしています

あなたの募金がこんな活動につながりました!

みんなで
防災活動!



西郷中町町内会連合会

地域の防災活動に助成しました。
災害発生時の危険箇所、避難経路の
確認を行いました。

みんなの
食堂を開催!



隠岐の島町婦人会

地域の福祉活動に助成しました。
子どもやお年寄り、地域の方々の集い
の場となっています。



さらに詳しく知りたいときは…

社会福祉協議会のホームページに『助成事業報告書』を掲載しています。
スマートフォンなどで、QRコードを読み取りご覧になることもできます。



令和5年度に皆様にご協力いただいた赤い羽根共同募金を財源に、令和6年度に助成事業を行いました。自治会区や地域団体に広く募集し、全 67 団体に合計 2,454,876 円を助成させていただきました。募金にご協力いただき、ありがとうございました。

有償ボランティア「おたがいさま おき」 応援者募集!

「おたがいさま おき」とは

生活の小さな困り事を、有償でお手伝いする団体です。活動を始めて 10 年、応援者（お手伝いする人）を募集します。「何か役に立ちたい、1 時間程度手伝ってもいいわ」と思われる方、このしくみに関心のある方、詳しく知りたい方からのお電話をお待ちしています。

これまでの応援（お手伝い）

買い物、掃除、草取り
通院の付き添い、託児
ごみ出し、片付け、食事
づくり等

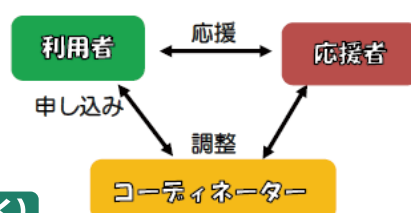
応援料金（手伝った人が頂く）

1 時間 **500 円**、休日祝日は **700 円**

連絡先

専用携帯電話 **090-7139-8464**
おたがいさま おき 代表 鳥本

※原則2人で行います



相談無料・秘密厳守



あなたのお悩み、
まずは“お気軽”
にご相談ください

仕事のことでお困りの方

- ・仕事が見つからない
- ・人とうまく付き合えない
- ・心身に不調がある
- ・就職活動に自信が持てない
…など



家庭内の様々なことでお困りの方

- ・収入が不安定で波がある
- ・どこに相談したら
良いかわからない
- ・家族間・親子間で
問題を抱えている …など



日常生活のことでお困りの方

- ・家賃を支払うことができない
- ・家計の管理ができない
- ・将来のことが不安だ
- ・住む場所がない
…など



平成 27 年度から生活困窮者への支援制度がはじまりました（平成 27 年 4 月 1 日施行「生活困窮者自立支援法」）。隠岐の島町での実施にあたっては、町から社会福祉協議会が委託を受けて取り組んでいます。さまざまな理由から、生活に困りごとを抱えているご家庭の状況に合わせ、相談者とともに解決に向けた手順を考え、ともに取り組んでいます。

相談事例とご支援

相談事例

体調の事もあり、これまで一度も仕事の経験がありません。両親が離婚し、その後は母親の収入で生活していましたが、収入が少なく借金もしながら生活費をまかなっていました。

母が亡くなってからは収入もなく、借金だけが残っています。仕事をしたとは思いますが、経験がないせいか、面接を受けても採用になりません。この先、どうすればよいでしょうか…



相談へのご支援

まずは、より具体的なお話を伺い、次のようなご提案をさせていただきます。

- ① 家計を「見える化」します。
- ② 必要な技術・社会性を身に着けるための専門機関をご提案します。
- ③ 債務整理のため、弁護士相談へおつながします。
- ④ 滞納について、分納交渉します。
- ⑤ 場合によって、生活費確保のため生活保護の申請、または、公的貸付制度の利用もご提案します。

ご本人の優先順位や選択を尊重し、ともに『行動→提案』を繰り返しながら、自信を獲得し生活の安定が図れるようサポートしていきます。

【相談員の一言メモ】

考えられる提案をさせていただきますが、その中で考え、選ぶのはあくまでもご本人です。小さな成功体験も一つの宝です。積み重ねていくことで、これまでの自分の人生を否定することなく、前を向いて進んでいけるようなご支援ができたらと思います。

ご本人に限らず、どなたからのご相談でも、お伺いしています

相談無料
秘密厳守

隠岐の島町社会福祉協議会（あんしんセンター）

まずはご連絡ください

※土・日・祭日を除く 8:30～17:00

※状況によっては、ご相談者のご都合にあわせ、訪問相談にもまいります。

専用電話 **3-1303**

ご寄附 ありがとうございます

令和7年2月26日～令和7年5月25日（敬称略）

※隠岐の島町社会福祉協議会ではご寄附いただいた方のご意志を尊重し、氏名等を掲載しています。なお、金額は掲載しませんのでご了承ください。

日本赤十字運動のご報告

2月発行にてお知らせいたしましたが、追加がありましたのでお知らせいたします。

令和6年度最終実績

2,437,525 円

香典返し寄附										住所寄附者氏名	故人名
栄町	栄町	栄町	中町	松江市	卯敷	港町	都万	中町	港町	住	
小路トヨ子	藤田三和子	安部昇	高村通生	若林利徳	鍛保幸	庄司重男	春木茂正	大田耕士	魚谷加代子	所	
和成	輝幸	ユキエ	芳明	原田ミツコ	剛	豊子	英代	萩枝	弘幸	附	

お知らせ

01

敬老会や交流会で活用できる助成金です

共同募金を財源とした交流づくり助成の二次募集を行います。

対象団体 自治会・公民館分館等

対象者 75歳以上になられる方並びに障害者手帳を所有する方

対象活動 敬老会等の交流活動

申請期間 令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）まで

本会に申請書をご提出ください（同一エリア内1申請までとします）。

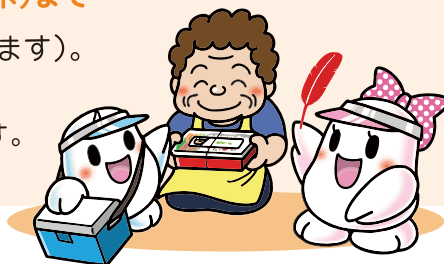
なお、**予算に達し次第募集を締め切ります。**

※6月中旬に、各自治会区・町内会の代表者様宛にご案内をします。

助成要件をご確認の上、ぜひご活用ください。

【お問い合わせ先】

隠岐の島町共同募金委員会 電話 **2-0685**（担当：柴田・池田）



お知らせ

02

生活支援員さん 募集中

「日常生活自立支援事業」にご協力いただける方を募集しています。

この事業は、自分ひとりで契約などの判断をすることや、お金の管理に不安のある方へ、定期的に訪問し、相談援助や見守りを行い、福祉サービスの利用申込みや生活費の出し入れ、支払いの代行、通帳や重要書類の預かりなどをお手伝いする制度です。

生活支援員は、専門の常勤職員が作成したサービスの計画に沿って、ご利用者と定期的にお会いし、生活費の出し入れや、公共料金等の各種の支払いを代行するお仕事です。

特別な資格や技能は不要です。熱意のある方、お待ちしております。

生活支援員の仕事内容

- ①福祉サービスの利用援助・・・相談や情報提供、手続きなど
 - ②日常的な金銭管理のお手伝い・・・生活費の払い戻しや預け入れ、公共料金、利用料などの支払いなど
- ※概ね月1回～週1回、1回1～2時間程度のお仕事です。
報酬…1,100 円 / 時間
交通費…20 円 / km 合算額

【お問い合わせ先】

隠岐の島町社会福祉協議会 生活支援係 電話 **2-6377** 専用アドレス nichijou@oki-fukushi.net

